

## 庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 11月 8日

案件名	建築基準法の改正等に伴う「相模原市建築基準条例」の一部改正について									
所管	都市建設	局区	まちづくり計画	部	建築審査課	課	担当者		内線	
概要	建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正等に伴い、相模原市建築基準条例の一部を改正するもの									
審議内容(論点)	条例改正の考え方について スケジュールについて									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議日	関係課長会議	平成30年	10月	24日	政策調整会議		年	月	日	
	局・区経営会議	平成30年	11月	9日	政策会議		年	月	日	
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成31年3月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	あり	時期	平成30年12月		議会への情報提供		部会	平成30年12月	
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目		調整状況			
			総務法制課		条例改正について		調整中			
			警防課		条例第29条について		調整済			
			企画政策課		パブリックコメントについて		調整済			
	打合せ・会議の経過									
		月日	会議名等		内容					
		H30.10.11	担当者打ち合わせ		改正の考え方とスケジュールについて					
備考										
関係課長会議の結果等	原案を一部修正し 上部庁議へ付議する。(局経営会議)									
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課 予防課(代)		企画政策課(代) 都市建設総務室			建築・住まい政策課 建築審査課		開発調整課		
これまでの庁議での主な意見	<p>【関係課長会議】 各改正条項のそれぞれの施行日を資料に明示した方が良いのでは。資料に明示する。 罰則の対象とする事業者へ配慮すべきか、それとも一般ユーザーの保護を優先するかを考えたとき、罰則の施行に係る周知期間は3か月とすることで良いのでは。3か月の周知期間とし、平成31年6月施行とする。</p> <p>【事務事業調整会議】 法の改正に伴い、法で定める範囲外の区域について同様の規制等をしている条例の改正をするという考え方が、そのとおりである。 罰則に関して検察協議の状況は、既に協議を始めており、条例改正に間に合うスケジュールで進めている。 法の改正に伴い、条例を必ず改正する必要があるのか。 必ずしも改正をする必要は無いが、建築主等の負担軽減に繋がるものであることから、改正することが妥当であると考えている。</p>									

## 事案の具体的な内容

### 1 事案の概要

#### (1) 条例改正の要因及び趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）において、社会的要請等に対応した規制内容及び規制手続の合理化（緩和）が行われたこと等を受け、条例の都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限、特殊建築物に係る制限等の改正をするもの

#### (2) 条例改正の内容等

##### ア 都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する改正

No.	条例	改正の内容
1	第59条の3	接道の規定を満たさない建築物に対し、省令を満たす場合における接道の特例の規定を追加するもの
2	第59条の10第1項	日影の許可を受けた建築物に増築等を行う場合、政令で定める位置及び規模の範囲内である場合の再許可を不要とするもの

参考とした法令改正条項：法第43条第2項、法第56条の2

##### イ 仮設建築物に対する制限の緩和に関する改正

No.	条例	改正の内容
3	第61条	対象となる仮設建築物を「仮設興行場等」とし、存続期間が1年を超えるものの規定を追加するとともに、対象建築物を法による許可を受けた仮設興行場等とするもの

参考とした法令改正条項：法第85条第5項及び第6項

##### ウ 主階が避難階以外の階にある興行場等の構造に関する改正

No.	条例	改正の内容
4	第49条第4項	公会堂、集会場について、規制の対象から階数3以下及び延べ面積200㎡未満の建築物を除き、求める構造を法と同様とするもの

参考とした法令改正条項：法第27条第1項

##### エ 小規模なホテル及び旅館の防火性能に関する規制の廃止

No.	条例	改正の内容
5	第29条 第2項及び第3項	小規模な木造建築物等であるホテル、旅館における延焼のおそれのある部分の外壁・軒裏を防火構造とする規定及び異種用途区画の規定を廃止するもの

参考とした法令改正条項：法第24条

##### オ 罰則に関する改正

No.	条例	改正の内容
6	第67条第1項	罰金に処する対象者として、建築材料又は建築物の部分を引き渡したものを追加するもの

参考とした法令改正条項：法第98条

### 2 事業実施の効果

条例改正により、建築主等の負担軽減や設計自由度の広がりが期待できる。

### 3 スケジュール

平成30年10月 庁議

12月 市議会12月定例会議建設部会へ報告

パブリックコメントの実施

平成31年 2月 市議会3月定例会議へ改正条例案（議案）を上程

3月 改正条例の一部施行（No.1～No.3、No.5）

6月 改正条例の一部施行（No.4、No.6）

## 都市建設局経営会議 議事録

開催日 平成30年11月9日

出席者 湯山副市長、都市建設局長、まちづくり計画部長、広域交流拠点推進部長、まちづくり事業部長、道路部長、下水道部長、副消防局長、都市建設総務室長、建築審査課長

### 1 建築基準法の改正等に伴う「相模原市建築基準条例」の一部改正について

( 説明者：まちづくり計画部長 )

#### ( 1 ) 主な意見等

法律の改正に対する他市の対応状況は。

他市においても、時期や内容等はそれぞれ異なるが、条例改正に向けて動いている。

防火性能に関する規制の廃止について、法律で担保されている防火性能( 20分間 ) は、どのように決められているのか。

告示で構造方法が定められているほか、その性能について国土交通大臣による認定を受けるものもある。

敷地と道路との関係に関する基準の特例について、幅員が2間( 3.64メートル ) の道についても認定の対象となるのか。

幅員が4メートル以上の道のみが認定の対象となる。

防火性能に関する規制の廃止について、近年糸魚川の大規模火災等の事例もある中で、国が法の規制を廃止した理由は。

今回の法改正は新築等を対象としたものであり、新築等については防火性能が担保されているため、支障ないものとして廃止されたと承知している。

#### ( 2 ) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上